

令和 3 年第 2 回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和 3 年 6 月 7 日（月）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和３年６月７日（月曜日） 午前９時５６分～午前１１時５２分

会 場： 大仙市役所 ３階 第１委員会室

出席委員（７人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委 員	古 谷 武 美	委 員	佐 藤 文 子
委 員	小 松 栄 治	委 員	渡 邊 秀 俊
委 員	金 谷 道 男		

欠席委員（０人）

遅刻委員（０人）

説明のため出席した者

総務部長：舩谷祐幸

市民部長：和田義基

財産活用課長：高橋学

市民課長：高橋直美

総合防災課長：佐藤大

生活環境課長：稲田智文

D X推進課長：小松大

議会事務局職員出席者

事務局主任：藤澤正信

審議案件

- 第１ 議案第６６号 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第２ 議案第６７号 財産の取得について（消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車）
- 第３ 議案第６８号 令和３年度大仙市一般会計補正予算（第２号）
- 第４ 陳情第４８号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
- 第５ 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前 9 時 5 8 分 開会

○委員長（後藤健） おはようございます。委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の日程表のとおり審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局から挨拶をお願いします。舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 改めまして、おはようございます。

委員の皆さまにおかれましては、委員会の方を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、条例案 1 件と、財産取得に係る 1 件及び補正予算案の計 3 件であります。

内容につきましてはこの後、担当課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員会終了後は、第 2 次大仙市空き家等対策計画についての説明をさせていただくために、引き続き協議会の開催をお願いしております。重ねてお願いを申し上げます。挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございました。

では、これより、当委員会に付託された事件について審査をいたします。なお、説明の際は座ったままで結構です。

はじめに、議案第 6 6 号、大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課長の佐藤です。どうかよろしくお願いいたします。

はじめに、本日出席しております職員をご紹介します。防災班班長の藤田主幹です。同じく、総合防災班の須田副主幹です。よろしくお願いいたします。

それでは議案第 6 6 号、大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー１、議案書の７ページからとなります。

資料８ページ目をご覧ください。

このたび、条例改正をお願いする案件につきましては、消防団に新たに音楽隊を設置することに伴い、関係する条例の改正をお願いするものでございます。

消防団音楽隊は「機能別団員」という位置付けで、４０名で編成し、隊長１名、副隊長２名と、隊員３７名で構成され、年報酬はそれぞれ４万円、３万円、２万円と考えております。

また、消防行事や市のイベントなどでの演奏活動では１回３，５００円、通常の練習時には１回１，０００円の費用弁償を支給することとしております。

後ほど説明する議案第６８号の補正予算にも関連しておりますが、音楽隊の活動は、演奏を通じ、年々減少している大仙市消防団の団員募集や活動の活性化を図るとともに、市民への防火・防災のＰＲなどを目的に結成するものでございます。

また、演奏したくても、そういった機会がなかった人への活動の場にもなればと考えております。

その他にも、資料には演奏活動のみと記載しておりますが、消防団員として大規模災害時には避難所運営などの支援にも携わることを予定しております。

今後のスケジュールとしましては、７月から隊員の募集を開始するとともに、楽器や制服等の準備に入り、秋以降には消防団に関する基礎的な研修を実施したのち、本格的な演奏の練習を開始したいと考えております。

また、これまで災害活動に従事してきた基本団員が音楽隊でも活動することや、今後は、音楽隊への入隊を希望する方へも、基本団員への入団についても推奨してまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この機能別団員の募集が、具体的に７月から募集を始めて団員が集まるのかどうか、その見込みについて教えて下さい。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

機能別団員、40名の団員編成についてでありますけれども、現時点で市の職員、約20名ほどから「参加してもいい」という話をいただいております。その他、市内の吹奏楽団等にも声掛けさせていただいているところでございます。

潜在的な経験者を募りながら、秋以降には集まって練習できるようにしたいなと思っております。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、佐藤委員

○委員（佐藤文子） 今、機能別消防団に参加される職員の皆さん、公務員として消防団活動に参加されるということになると思いますけれども、その場合、日当、報酬といったものは、ちゃんと支払われるものなのかどうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

職員につきましても、公務員ですけれども、消防団の活動分につきましては、大仙市消防団の規則に基づき支給されます。ただ、大雨等の災害対応時につきましては、その場合は市職員としての活動が優先されますので、時間外勤務手当等で対応することとなります。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 3条のところに、基本団員と機能団員ど、あるすおな。その機能別団員のところ、具体的な機能団員の役割について、課長ちゃんと説明してねすおな。実際なんたごどをやるのが、そごのところ、ちょっと分がらないので教えてください。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） これまで、団員の活動といたしましては、消防活動のみでしたけれども、今回、基本団員と機能別団員に分けたところです。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） つまりその、機能別消防団員の消防団の中での位置付けとその役割について、ってごどだすべ。

よろしいですか、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 大変すみませんでした。

機能別団員は市長が定める、音楽活動や、消防団活動のPRなど広報活動等の機能を持つほか、災害時におきましても後方支援活動に当たるものとしております。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） せば、今までの活動はせ、これまでと変わらずに行っていぐごどだな。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに質疑のある方は。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 機能別団員ですけれども、普通の団員と違うということですから、なんかその入団に当たって、音楽の技量などで、入団に関する試験等はあるものなんでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 古谷委員のご質問にお答え申し上げます。

機能別団員の応募資格といたしましては、「経験者」とうたっておりまして、中学校や高校で演奏活動をしていた方ということで。ただ、その部分的な枠といたしましては、今後、消防団と協議していきたいと考えております。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、ほかに。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 機能的団員を増やすってごどですけども、これ、団員定数に入るもんだが。せば、消防団員の定数、40人増えるってごどなんだが。あど、その40人はどういった所属、支団・分団になるおんだが。

○委員長（後藤健） 佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 渡邊委員のご質問にお答え申し上げます。

定数は増えまして、所属は本部付きになるものです。以上です。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（渡邊秀俊） へば、団長の指揮に基づぐってごど。

ちなみに、参考までに、女性団員って今、何人いたもんだが。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 現在、女性消防団員数につきましては、全部で29名、うち本部付けで18名、支部団員は11名となっております。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤健） ご異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第 6 7 号、財産の取得について（消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車）を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） それでは、議案第 6 7 号、財産の取得についてご説明申し上げます。

資料は資料ナンバー 1 の、議案書は 1 0 ページでございます。

説明資料につきましては、別にお配りしております、総務民生常任委員会資料をご覧くださいと思います。

○委員長（後藤健） いいすかな、皆さん。総務民生常任委員会説明資料。

はい、せばお願いします。

○総合防災課長（佐藤大） 資料の 1 ページ目をお開きください。

取得する財産は、消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車 4 台でございます。

取得理由につきましては、現在、配備されております積載車のうち、老朽化した車両を計画的に更新し、災害時に確実に対応できる体制を構築するためであります。

入札につきましては、品番指定として、トーハツ株式会社製の小型動力ポンプとそれを積載するデッキバンタイプの軽四輪駆動車となっております。

その理由としましては、資料の一番下の「9」にありますとおり、消防団員から操作性、信頼性の面で定評があり、消防団幹部会においても同社製品を強く要望されているものでございます。

業者選定につきましては、「8」にありますとおり、大仙市入札参加有資格者名簿に登録されていることはもちろん、トーハツ株式会社の県内代理店で故障等の際に迅速な対応ができる業者を選定しております。

以上のことから、株式会社タカギ及び株式会社高義商会の 2 社で指名競争入札を実施

した結果、2,360万円で株式会社高義商会の落札となり、消費税10パーセントを含む2,596万円で、同社と仮契約を締結しております。

資料2ページ目をご覧いただきたいと思います。

上段の写真が積載車でございます。改造費込みの税抜き予定価格が、1台当たり414万円となっております。中段の写真が小型動力ポンプで税抜き予定価格が227万円となっております。

下段が配備する支団となっており、今年度、中仙支団へ2台、太田支団へ2台となっております。

次のページ、3ページ目をご覧いただきたいと思います。

入札執行表の写しでございます。予定価格に対する落札率は92.1パーセントとなっております。

なお、納入期限につきましては、10月29日となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 課長、ちなみに、このトーハツ製、株式会社の、以外でよ、こういうの、小型ポンプ関係の、どごどごあるもんだこれ。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

トーハツ製以外には、芝浦社製のポンプがございます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（小松栄治） あど、この他のメーカーでは一つだけなわけだ。へば、二つしかねわけだ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（小松栄治） もう1回聞くでも、普通であればな、メーカーの二つの方がら代理店、それど選ぶんだけど、団員のごどがら何がら聞いたべと思うども、一応はすよ、やっぱりそっちの方がら、操業しているポンプ社の方がらこういう性能であるというごどを我々さ説明して、資料すな、二つのやづ、そうしていただければな。団員

だでも分がるんだ、我々も団員やってきてるがらすよ、そのあたり、仕様なんてもほとんど分がってきてるすおの。そのあたりひとつ、これがらすよ、提示してもらえればな、ありがでと思ったす。以上です。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

今後、こういったポンプ購入の際は、他社の情報についてもご紹介させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（後藤健） はい、ほかに質疑のある方。よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この積載車につきましては、いつも入札される業者がほとんどこの2者というふうに記憶しておりますけれども、今回は入札額にわずか40万円の、この違いつて、どういう事情があるのか分かりませんが、あまり、この譲り合っているような、そうした傾向が見られないのかというようなところ、ちょっと疑念を持ってしまうところもあるわけですが、そういう状況は一切ないというふうなことを確認できるのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

公正な形で入札審査にも通しまして入札をやらせていただいておりますので、結果、そういう形になってますけれども、我々といたしましては公平公正な形で入札を実施しているというふうにお答えさせていただきます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

○委員（佐藤文子） そういう答弁でしょうが。

○委員長（後藤健） はい、ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第68号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、高橋財産活用課長。

○財産活用課長（高橋学） 財産活用課の高橋です。よろしくお願いいたします。

説明の前に、本日同席しております職員を紹介いたします。

財産活用課、管財班班長の茂木和久主幹です。どうぞ、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第68号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、財産活用課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料は資料ナンバー2-1、事業説明書の1ページをご覧くださいと思います。

2款1項4目10事業、庁舎管理費につきましては、中仙庁舎に隣接する中仙農村環境改善センターの耐震補強工事、屋根防水改修工事に係る経費として4,040万9千円の予算の補正をお願いするものでございます。

中仙農村環境改善センターにつきましては、平成29年に実施した耐震診断により耐震補強対策が必要と診断されているほか、屋根防水シートの劣化により、建物内部に雨漏りが生じております。

当該センターは、昭和55年の設置から約40年が経過した施設でありますけれども、地域住民の主催事業、集会・会議などへの利用、また災害時の避難所としての機能を有してるほか、新型コロナウイルスワクチン接種会場としても使用しており、庁舎の附帯施設として、中仙地域の重要な拠点施設となっております。

こうしたことから、市としましては当面の間、当施設を引き続き使用していくものとし、今般、耐震補強工事と屋根防水改修工事の同時施工による工事費の縮減を図りながら、施設の長寿命化を行ってまいりたいと考えております。

なお、補正予算の内訳につきましては、工事請負費として耐震補強・屋根防水改修工事3,892万7千円、委託料として設計監理費24万8千円、工事管理費123万4千円であります。

このうち、耐震補強工事については、事業費の3分の1に当たる510万4千円が、国庫補助金として交付される見込みとなっております。

以上、財産活用課所管分の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、小松D X推進課長。

○D X推進課長（小松大） D X推進課、小松でございます。説明に入ります前に、同席の職員を紹介させていただきます。推進班班長、三浦透副主幹でございます。管理班班長、佐藤文昭主査でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第68号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、D X推進課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書6月補正の11ページをご覧ください。

当課所管の事業は2件となっております。

1件目といたしまして、2款1項13目18事業で、新規事業となります電子決裁導入事業費について、3,179万3千円を計上するものであります。

2件目といたしまして、2款1項13目19事業で、同じく新規事業となります、自治体マイナポイントモデル事業費について、1,529万8千円の予算の補正をお願いするものでございます。

はじめに、電子決裁導入事業費についてご説明いたします。

資料ナンバー2-1、事業説明書の2ページをご覧ください。

本事業は、文書管理システム及び財務会計システムに電子決裁機能を導入し、紙に押印することによる決裁から、職員用のパソコン等で決裁を行うことができるようにするための費用であります。

本年4月に策定した「大仙市D X推進ビジョン」においては、三つの柱の一つとして「行政運営効率化へのデジタル変革」が挙げられており、これまでの制度・慣行をデジタル前提の視点で見直し、デジタル技術を最大限活用して、効率的な行政運営を行うこととしております。

また、「大仙市行政サービス改革大綱」における四つの重点取り組みの中の一つとして「サービス向上と業務効率化を目指すオフィス改革」が挙げられており、その中でペーパーレス化の推進が必須とされております。

両システムに電子決裁を導入することで、上位決裁者の不在による遅延、本庁支所間の移動等、非効率的な現状の解決、決裁過程の透明化、テレワーク等「新たな日常」において多様化する働き方への対応、文書の保管に係る執務室や場所の負担軽減、文書の

紛失や改ざんの防止と確実な管理などが図られることから、事務の効率化・迅速化による更なる行政サービスの向上につながるものと考えております。

内訳といたしまして、文書管理システムへの導入業務委託費として1,307万3千円、財務会計システムへの導入業務委託費として1,872万円、計3,179万3千円となり、財源は全て一般財源となっております。

続きまして、自治体マイナポイントモデル事業費についてご説明いたします。

事業説明書の3ページをご覧ください。

本事業は、資料にあります三つの給付事業が、総務省の「自治体マイナポイントモデル事業」に採択されたことを受け、市が給付する「自治体マイナポイント」をキャッシュレス決済サービス、KDDIの「auPAY」、docomoの「d払い」、イオンリテールの「WAON」で利用できるポイントに変換するためのシステムを構築するなど、事業者との連携により必要な対応を行うとともに、マイナンバーカードのより一層の普及促進を図るものであります。

事業の流れを「スマイル子育て推進事業」で例えてご説明いたします。資料の中の図をご覧ください。

①、第1子が生まれました。申請者は自治体マイナポイントと地域商品券のどちらかを選択することになりますが、マイナポイントを選択し、3万5,000ポイントの給付を受けることになりました。

②、市は申請者のマイナンバーカードを確認し、自治体マイナポイントとして3万5,000ポイントを付与します。

③、申請者はポイントの変換先として、三つの決済サービスの中からauPAYを選択しました。

④、決済サービス事業者であるKDDIに、申請者が3万5,000ポイントの変換先として選択したという情報が送られます。

⑤、KDDIから、実際の買い物等で利用できるauPAYの3万5,000ポイントが申請者に付与されます。

⑥です。市はスマイル子育て応援事業費予算から、ポイント分の費用をKDDIに支払います。

事業費のうち1,430万円は、決裁事業者3社における自治体ポイントとの連携システム構築委託料であり、図の④の部分に係る費用となります。

その他、パソコンリース料４０万４千円、事業周知用チラシ印刷費１４万１千円等を含め、計１，５２９万８千円となり、財源は全て国庫支出金となっております。

なお、対象となる３事業の申請受理や給付手続き等の事務及び予算については、各担当課・室の所管するところとなっております。

「大仙市ＤＸ推進ビジョン」においては、「市民サービス向上へのデジタル変革」が挙げられ、「行かなくて済む市役所」を目指す取り組みの一つとしてマイナンバーカードの普及、利活用を進めることとしております。

本事業により構築される自治体マイナポイントの利用基盤を生かし、国及びキャッシュレス決済サービス事業者との連携を図りながら、他の事業への展開を検討していきたいと考えております。

以上、ＤＸ推進課所管の補正予算についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい。次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課、佐藤でございます。

それでは、議案第６８号、令和３年度大仙市一般会計補正予算（第２号）の総合防災課所管分について、ご説明申し上げます。

資料は、ナンバー２の大仙市補正予算書の１６ページ及び資料ナンバー２－１の事業説明書となります。

まずは、事業説明書、資料ナンバー２の４ページ目をご覧くださいと思います。

９款１項２目１９事業の消防団音楽隊管理運営費につきましては、先ほど条例案をご承認いただきました、消防団音楽隊に関連する予算でございます。

目的や活動内容につきましては、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。

予算の内訳につきましては、団員の年報酬が８４万円、楽器購入費が２，０４２万９千円、衣装購入費が１０６万６千円など、合計で２，３９２万９千円を見込んでおります。そのうち、報酬や費用弁償を除く楽器や消耗品などに係る財源２，２７８万３千円について、地域振興基金を繰り入れる予定となっております。

次に、事業説明書の５ページ目をご覧くださいと思います。

９款１項５目４０事業の、災害に強いまちづくり事業費につきましては、避難所環境の整備のため、２，１００万円の補正をお願いするものでございます。

この事業では、自主防災組織の活動支援や避難所環境の充実などを図っておりますが、昨年から避難所での新型コロナウイルスの感染防止対策としまして、市では、車中泊での避難も選択肢として推奨しており、車中泊用の緊急避難場所も新たに指定しております。今年度に見直しするハザードマップの中で、市民の皆さまにお知らせすることとしております。

このような屋外での避難において、トイレが無いような場所でのトイレ確保や、コロナ禍での車中泊避難者が集中した避難所でのトイレ環境の改善のため、資料の下段にあるような、写真ございますけれども、けん引式のトイレを導入したいと考えております。

このトイレトレーラーの仕様は、個室を3室有しまして、男女別に加え、バリアフリー化された多目的トイレが一体となり、車椅子での利用が可能となる電動リフトを備えているほか、出入口が別々となっているため、プライバシーが確保される構造となっております。

また、断水時においても約150回から200回分のトイレ使用が可能となる大容量の清水・汚水タンクが配備されているほか、停電時には太陽光発電による充電式バッテリーが搭載されており、照明の確保など、災害時に対応できる機能を有しております。

また、平時につきましては、市が主催するイベントなどでも活用しながら、併せて、市の防災対策の移動設置型トイレとしてPRしてまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 私もこういうの初めて、トイレな、ですけども。大した便利でいいと思うんだけど、ちょっと高額だなって、いだんす。渡しの数字でねがなど思っていだどもな。普通のリースで借りるトイレど、まだ違うんた感じしてすよ、おります。そのあたりなんとが、これ良いものは分がってますけども、ただ果だしてこのままずっと一つだけでなく、いっぱい用意したりしておぐもんだべがなど思ったりしております。お願いします。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな、答弁。はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

金額、ちょっと高額でございますけれども、この事業費の内訳といたしまして、緊急防災・減災事業債というのを利用することとなっております。こちらにつきましては100パーセント充当の70パーセントが交付税算入という形になっておりますので…。

○委員（小松栄治） 聞こえね、もう一回。そこあたりもう一回。

○総合防災課長（佐藤大） この財源の内訳といたしまして、1,900万、2,100万円のうちの1,900万円を、緊急防災・減災事業債という起債を利用いたしまして、これが100パーセント充当の7割を交付税算入という形になっておりますので、こういう形で財源確保して実施させていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（小松栄治） それは、分かります。予算の70パーセントはな。それだってみんな国民の市民の、我々のあれだすべ。それなんて、強調さねったっていいと思います。普通どおり話してくれば。

なんも、ちょっと高くなってみんな思ってる、私だけだべがな。けれども、んでねど思うな、トイレはな、大した便利だでもな。そのあたりもだがら、他の方のメーカーでも出してあるようであればね、どうがそのあたりも鑑みながら、今後必要となった場合は、どうかもう少し利用のいいんたような、安価なものをお願いしたいもんだなと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（後藤健） ほかに、質疑のある方。はい、いいすか、金谷委員。

○委員（金谷道男） トレーラーのことなんだけれども、これって年間の、だいたい維持管理していくときのランニングコスト、どのくらいを想定しているのかっていうこと1点と、このトレーラーをどこでどういうふうにして日常管理していくのかっていう、その2点、お願いします。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 金谷委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、導入後のランニングコストについてでございますけれども、こちら現在、精査中ではございますけれども、車検費用や保険費用、あるいは使用回数にもよりまして、使用時のけん引費用といったところで、こういったところ、業者委託する必要があると考えております。あるいは、くみ取りや清掃費用などもございますので、現時点としましては全て業者委託するという方向で、年間使用回数にもよりまして、50万から100万は掛かるのではないかと試算しております。

以上でございます。

○委員長（後藤健） あとその、日常の管理とか…。

○委員（金谷道男） 管理をどういう具合にするのが。

○総合防災課長（佐藤大） すみません、失礼いたしました。

今後の管理につきましては、業者に管理・運行を全て委託させていただきたいと思っております。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（金谷道男） せばそのランニングコストの中さ、その年間の委託のことも含めて50万から100万ということですね。想定される委託業者さんって、どういう業者さんなんだろうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 金谷委員のご質問にお答え申し上げます。

年間の委託料としまして、100万円程度、見込んでおるということで、この委託先につきましては今現在、排水ポンプ車につきましても導入後、業者に委託という形を取らせていただきたいと思っておりますけれども、同様に、災害時に使用するということですので、排水ポンプ車を委託する業者に、併せてお願いしたいと考えております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（金谷道男） はい、そういうごどであると分がるすでも、担当のどごで管理状況をよっぽどよく見てないと、もしかすれば1年間、何にもないかもしれないし、2、3年ないってごども当然に想定されることなので、そこら辺の委託の時の、定期的にどういった管理をするのかっていう取り決めをきっちりやっていかないと大変じゃないかなと思うので、余計なことかもしれませんが、そこはきっちりやっていただきたいなと思います。

○委員長（後藤健） 佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤文子） 電子決裁導入事業費について、全てこういう電子化を進めるという考えのようですけれども、まず議会関係っていうか、予・決算書だとか、あとはその監査委員が出す決算時のいろいろ。ああいうふうな、私のまず、これまでの活動の中では結構重要なものなんですけど、そういうのも含めて全てを電子化するというふうなことなのではないでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、小松課長。

○D X推進課長（小松大） 佐藤議員のご質問にお答えします。

ただ今のお話ありましたが、監査委員事務局から出てくる資料、書類ってということだと思うんですけども、現在、この事業費の中で電子決裁の対象になるのは、あくまでもその文書管理システムと財務会計システムから出てくる書類について対象となります。ですので…。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） いいすかな、答弁。

○D X推進課長（小松大） すみません、失礼しました。

今のお話の資料については、議会のタブレットの中で見ることができるという話でしたので、まず、デジタル化の対象。この、今回の補正の事業案件の中身とは別なんですけれども、今の監査の資料については、タブレットの方でご覧いただくことになるようです。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） それから、自治体マイナポイントモデル事業について、お聞きしたいと思います。キャッシュレス決済を可能とするマイナポイント、業者さんがこの決済業者なんですけれども、マイナンバーカード作るときは本人でなければ駄目だという確認もしながら慎重にやってるんですけども、この事業が始まると、マイナンバーカードを使ってこの給付を受けるために、いわゆるマイナポイント、マイキープラットホーム、結局マイナンバーカードを、決済事業者にお知らせすることになりますよね。そうしますと、マイナンバーに入っているかなりの個人情報、これが絶対に漏れないという、そういう保証というようなものがあるんでしょうか。実際にはいろいろ、この業者さんでどんどん個人情報が使われているというふうな事件なんかも起きているというようなことがあったんですが、その辺のこう、兼ね合いを教えていただければいいんですけれども。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○D X推進課長（小松大） 佐藤委員のご質問にお答えいたします。

今回行う、この自治体マイナポイントモデル事業なんですけれども、以前、国のマイナポイント事業というのが、もう終わってしまったかな、あったと思うんですが、最大25パーセント、ポイントを給付するというものなんですけれども、あれの自治体版と

いうふうにお考えいただければいいと思います。国からその事業者の方に行く流れが、単純に市から行くというふうに、仕組み的に置き換わったと捉えていただければいいと思いますので、個人のプライバシー、セキュリティ、そういったものについては、国でやってきたものと同様に考えていただければと思いますので、その点は私どもとしては心配していないと、お答えさせていただきたいと思います。

○委員（佐藤文子） 全く心配はないと、そういうふうなこと。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） まあ、いろいろこれを、事業をやるきっかけが、マイナンバーカードの普及率、申請率が非常に、4割くらいまで高まっているというふうなことを背景に実施するようでありますけれども、マイナンバーカードの、そちらの方でつかんでいるものではないかもしれませんが、かなり、3,000円の商品券の付与というふうなこともあって、急激に申請率が高まったわけですが、実際にこのマイナポイント、自治体マイナポイントというふうなものを使える世代というふうなのは、非常に限られてくるために、この結びサポートとかスマイル子育て応援とかいう、非常に若い人たちを対象にしたものなんです、この3番の健幸まちづくり推進事業、この点でもどれだけこのキャッシュレス決済でやる人たちが出てくるのかなという、そういう見込みだとか、そういうところはどのようにお考えですか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○DX推進課長（小松大） 佐藤委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、現在のマイナンバーカードの普及率等について最新の数字等ありますので、それをお知らせしたいと思います。5月23日時点の数字でございます。大仙市においては、申請率が42.2パーセントになっています。

これは、市では秋田市に次いで第2位ということになっております。そして、交付率が34.3パーセント。これも県内市では秋田市に次いで第2位…、同率1位ですね、同率1位というふうになっております。

そしてあと、マイナンバーカードの取得の見込みというようなお話ですが、現在、この三つの事業を行うに当たっては、マイナンバーカードを既に持っているということが条件になってまいります。そのためには、この事業開始になったらすぐということになると思うんですが、市民の方々への十分な周知はしていかないといけないなというふうには思っております。で、新規でどのくらいマイナンバーカードを取得してく

れるのかどうかというところは、ちょっと予想が付かないところなんですけれども、このマイナンバーカードを使う方々については、この事業の中の7割ぐらいを想定しております。3つの事業それぞれ、70パーセントくらいの方々からポイントでの給付をしていただきたいという想定で進めております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今の説明を聞くと、この3事業については、マイナンバーカードを申請した人でないと受けられないサービスということでしょうか。商品券でもらう②の例も、これもマイナンバーカードを申請した人でなければ…、それは違うでしょ。いずれ結びサポートは事業として商品券で、マイナンバーカード申請していなくてももらえる事業なんですよ。

○委員長（後藤健） はいどうぞ。

○DX推進課長（小松大） 子どもが生まれたとか、結婚したとかいう方が、申請に来た時にどちらかを、商品券でもらうか、ポイントでもらうかを選択することになります。

ポイントをもらいたいという方であれば、その時はマイナンバーカードの提示が必要になるということになります。

○委員長（後藤健） どうぞ。

○委員（佐藤文子） それを聞いて安心しました。なんかこう、カード申請しないというサービス受けられないっていうんだと、ちょっとこれは大問題だと思ったもんですから。

もう一点、ごめんなさいね。あの、いわゆる決済サービス事業者に支払う手数料っていうか、それってどれぐらいなるもんですか。この事業のね、実際にポイント分、1万2千円を出す以外に、こういう基盤整備をする上で、だいたいこの電話会社、それぞれスマホに搭載して、電話会社に支払う手数料ってのもあるかと思うんですが、そこら辺はどうなっているもんでしょう。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○DX推進課長（小松大） このポイント分の支払いということですよ。今回はモデル事業ということもありますので、最終的な精算は3月ということになります。その前段で毎日、申請しに来る方が居ると思うんですけれども、その方々を月締めで毎月毎月決済サービス事業者からの請求に応じてポイント分をお支払いしているということになるんですが、その詳細の仕組みについては、現在、総務省との協議中ということもあります。

して、まだどのぐらいの割合といいますか、そういったものも含めて、現在、詳細はこれから詰めていくということになります。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） ごめんなさいね、何回も。

この事業そのものは、いろいろこう、政府の進める行政サービスにポイントを付与してキャッシュレス決済に使えるという、いわゆるマイナンバーカードの情報連携、これを非常に強めていくための施策、非常に一生懸命進めているわけですね。その裏にある、さっきの情報漏れだとか、そういうふうなものへの懸念が大変心配されているんですけれど、情報の公開、なんていうか個人情報保護法だとか、そういうふうなことなんか変えなくても、情報連携についてはどんどんできるというふうになっているようで、ますます心配になるんですが、いずれそういうことをやりながら、電話会社だとかそういうところが非常にもうかる仕組みになっているんじゃないかなという、私はそういうふうに思うんですけれど。政府がこぞって、このマイナポータルを、ポイントを付与する事業をどんどん作って、企業がもうかるというふうなことになっていくんじゃないかなというふうに思っているんです。その点についてどうなのかというふうなことね。そういうふうなところを少し教えていただければいいかなというふうに思います。

○委員長（後藤健） はい、小松課長。

○DX推進課長（小松大） まずその、決済サービス事業者、ここでいう a u P A Y とか、そういったサービスを使うことによる、そういった電話会社の、もちろん儲けという、そちらの方にもつながることだとは思いますが、確かに。ただ、それと同時に、我々自治体の方でも、マイナンバーカードの取得率というのが、それについては上がっていくことになりますので、今後の行政サービスを考えていくに当たっては、各種施策を行う上では有効になるものかなと考えております。

いわゆる、自治体にとっても業者にとっても、国もありますけれども、^{ウイ} n - ^{ウイ} n の関係でいくことができるのではないかなと。その中で、議員ご心配の個人情報漏れということ、それはやはり国としても一番そこは配慮している部分だと思いますので、そこは安心してといいますか、そういうふうに私どもは考えているところであります。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。どうぞどうぞ。

○委員（佐藤文子） ごめんね、しつこくてね。

いろいろあの、「今後の方向性」のところにも、様々な施策について、こういうポイ

ントを付与してやっていくというようなことを考えているようですけれども、具体的に今後考えている、そういうポイント給付っていうふうなものをどの施策に考えておられるのか。もしあるのであれば、教えていただきたい。

○委員長（後藤健） いいすかな、はい、課長。

○DX推進課長（小松大） 今後に向けての具体的な、どういう施策に使っていこうかというところは、現在のところはまだ持っておりませんが、まずは主として、この三つの事業については一つの流れといいますか、仕組みが一つできたということになります。あとは全国的にですね、この自治体マイナポイントモデル事業というのは、全国で17自治体がそれぞれの特色ある事業について採択されていますので、そういったものも今後参考にしながらですね、検討していければなというふうに考えております。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。

○委員（佐藤文子） いろいろ問題は感じますけれども、利便性の向上というふうな部分に力点を置けば、これもまたしょうがないかなというふうに思うところもあるので。はい、以上です。

○委員長（後藤健） 他に、よろしいですか。はい、挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） はい、電子決裁導入事業費と、消防団音楽隊についてお聞きします。

電子決裁化の狙い、これは素晴らしい。とても効率図られて、どんどん進めていただきたいなと思うんですけれども、この業務委託先はどのような業者さんなのか。あと、こういう業務を委託する場合、毎年、メンテナンス的な費用が掛かってくると思うんですけれども、その毎年のランニングコストがどのぐらいになるか。あと、データ保管先がクラウドなのか、庁舎内で保管するのか。この三つについてお聞きします。

続けて、消防団の方いいですか。

楽器代、非常に高額だなと思います。40人の想定で2千万円の楽器代、単純計算して一人50万円ぐらい、掛かっていることなんですけれども、これ楽器の保管をどうするのか。あと消耗品、これ計上されているので、毎年この消耗品が続けて計上されてくると思うんですけれども、その金額どのぐらい想定しているのか。あと、楽器なので劣化して、買い替えとかってことも何年か先にあるかもしれないんですけれども、その辺もどのように考えているのか。

あと、音楽隊、年何回、演奏するような予定で練習、活動されるのかについて教えて

ください。

○委員長（後藤健） はい。そうすれば最初、小松課長よろしいですか。

○DX推進課長（小松大） 挽野委員の質問にお答えいたします。

まず、一つ目ですが、委託先の業者ということですがけれども、この二つのシステム共にですね、現在入っている、現在使っているシステムに機能追加するというような形になりますので、業者についてはそのまま委託先として設定するという形になります。

それから、今後の保守追加分というところ、概算でございますけれども、来年度は文書管理システムについては約150万円、財務会計については約330万円という、どちらも年間ですが、そのぐらいの費用になるというふうに見込んでおります。

あと、三つ目、データの保存先というところですがけれども、全て庁内にサーバを保存しておりまして、その中に保存するということになります。

○委員長（後藤健） はい。続いて、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 挽野委員のご質問にお答え申し上げます。

まずは、楽器の購入についてでございますけれども、一応、楽器の編成につきましては、一般的には小編成が25人、大編成が65人以上とされているようでございます。各パートの最低限必要とされる人数が、おおよそ40人程度といわれているため、大仙市では隊員数40名の編成としております。

選定しております楽器につきましては、楽器経験者の大人の方が使用しても差し支えない中級モデルということで選定させていただいております。お話を聞きますと、これ以上ランクが下がると小中学生モデルになるということから、この最低限、大人の演奏者が使用しても問題ないというようなモデルを選定させていただいております。一応、40の楽器をそろえる予定でおりますけれども、個人で楽器を所有されているという方につきましては、今後、入隊の際に調査を行いまして、その楽器を音楽隊で使用していくという意思があるということであれば購入から除外させていただくということで考えております。

消耗品につきましては、木管楽器の口先ですね、リードというようなものさそうございますけれども、そういったものを購入する費用であったりとか、あとは楽譜を購入したりとか、そういったものを見込みまして、だいたい年間で、消耗品につきましては80万円から90万円くらいを想定してございます。

楽器の管理保管につきましては、ちょっと今現在、改修工事が行われているようであ

りますけれども、中仙の農村環境改善センターの方に保管させていただく予定となっております。実は、練習会場につきましてもこちらを想定しておりましたけれども、今現在ワクチン接種ということでございますので、練習会場につきましては、今後、ドンパルであったりとか、神岡の方に練習場を求めて交渉させていただきたいと思います。

保管方法につきましてはですね、大きな打楽器につきましては、その改善センターの方に置かせていただくんですけれども、個人で使用する持ち運びができるような楽器につきましては、貸与して個人管理という形にさせていただきたいと考えております。

あと、年の活動回数ですけれども、今、消防団事業といたしましては、まず、出初め式をメインとした音楽演奏、あるいは消防の操法大会等において演奏していただくというような機会を考えております。

それ以外のイベントにつきましては、市の主催事業等につきましては、今後、担当課とも協議していく必要があるとも思いますけれども、消防団活動をPRする際ということでありますので、例えば成人式であったり、あとは、秋の稔りフェアということであったり、そういったところで演奏をさせていただいてPR活動につなげていきたいということで、だいたい年4、5回の演奏を想定してございます。以上となります。

（雑談あり）

○総合防災課長（佐藤大） 楽器の買い替えにつきましては、今現在、購入ということでございますので、当面、買い換えるということはございませんけれども、買い替えが必要となってきた暁には、もう一回協議させていただいて予算計上させていただくというようなことで考えております。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。他に質疑のある方。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） そうすれば、私からもちょっと、マイナポイントのことで二つだけ確認。

あの、④のところで、マイナポイントで欲しいって言った方の情報が決済サービス事業者に行くんだけど、このところではマイナンバーは何も関係ねよな。ここまでは情報は行がねよな。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、課長。

○D X推進課長（小松大） 金谷委員のご質問にお答えいたします。

この図の④のところですが、個人のマイナンバーについては、行かないということでございます。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（金谷道男） あど一点。それから、ポイント付与するたびに、決済サービス事業者さ行くんだよな。その時に市の方で負担するのは、例えば、1ポイントに対して、1ポイントなば1円になるべでも、その1円プラスをしなければだめなのがつてごど。そごのどごもたぶんないと思うので、何とだすべ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○D X推進課長（小松大） 上乘せの分はございません。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（金谷道男） 1ポイントはあくまでも1ポイントの分を市が負担するという、そういう考え方でいいの。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（金谷道男） でないと、地域振興券の濃さが違ってくるので、それはそれでオーケーです。

それと、この事業者が三つのサービスのうち、例えば「やりで」って言ったどぎに、これから始めるたびに初期費用掛がるべった、お店が。

こんだ、お店の方の話、これまでは消費者の話。その設備投資する時に、国で「金出すがらやれ」って言ってら制度あるごどだども、市では特にそごのどごろ考えでねべ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○D X推進課長（小松大） はい。現状、特に市内の商店とかってことなると思うんですが、現状では補助的なものは考えておりません。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

○委員（金谷道男） 最後にもう一つ電子決裁、ごめん。非常に私、この電子決裁いいと思うども、この電子決裁に関わらず、いろんなものが今IT化されで、要は電気がねぐなれば全て、何もでぎねっていう状態になる可能性、非常に高いと思う。そごで、こごの例えば庁舎、特に本庁舎については停電対策、これ何として今どういう状況なのか。例えば、2日までなばいいどが3日までなばいいどが、何時間しか持だねどが、でぎねどが、そごら辺の対策って考えているもんなんだが。これかなり災害もあるし。ちょっ

とあの、そこのフォローを何とするのが。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな答弁は。いいすかな、小松課長。

○DX推進課長（小松大） 発電のことというところですけども、まずあの、私どもの所管する1階のサーバー室にですね、停電時の蓄電池、バッテリーが置いてまして、それにつきましては20分間、持つということになっております。要はこの20分というのは、その20分の間に、いかに安全にデータを保持して、しっかりサーバーを落として、というための20分というところとなっております。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな答弁は。

○委員（金谷道男） これ、どちらがっていえば災害対策の話になるんだと思うども、これだけいろんなものやってくれば、議会もだでも、今日、今ここで停電せば我々、この会議でぎねわけよな、完全に。これ（タブレット）でやってるがら、資料もねし、質疑もでぎね。だがら、この対策って本当に考えてないと明日起きるかもしれないし、こうして進めるのは非常に効率いいし、俺もそうすべきだと思うども、その前提でそのごどをやっぱり相当考えでねば、一切、決裁なんてもでぎねどがっていうそんな世界になってしまうごども懸念されるので。

○委員長（後藤健） はい、その辺そうすれば、高橋課長。

○財産活用課長（高橋学） 金谷委員のご質問なんですけれども、こちらの大曲庁舎につきましては、現在、屋上の方に太陽光発電のソーラーパネル、それから自家発電機を備え付けております。この二つを使って、最大72時間を維持できるようにしており…。すみません、防災の本部機能がストップしないよう、最大72時間、稼働できるように整備している状況でございます。

○委員（金谷道男） 非常に懸念される話だと思うので、蓄電も含めてよっぽど多様な、そのバックの電力を考えておかないと、実は機能全部止まって、本部機能動けばいいってことでもないと思うので。そごら辺どんどん進めていくのもいいけれど、そのごども一緒に考えて進めていって欲しいと思いますんで。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。答弁あれば。はい、高橋課長。

○財産活用課長（高橋学） 金谷委員のご質問にお答えします。

大曲庁舎に限らず、各地域の庁舎の方にも同様に自家発電機を備え付けておりますし、確かに本部機能だけ維持すればいいという話ではないと思いますので、今後そういった電子決裁等々、時代も変わってきますので、この後そういった災害時、あるいは停電時

に対応できるような仕組みを検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については、後ほど市民部と一括して行うことといたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。再開、ちょっと長めに１１時３０分にしましょう。

（休憩 午前１１時２１分）

（再開 午前１１時２８分）

○委員長（後藤健） それでは審査を再開いたします。審査に入る前に、当局から挨拶をいただきます。和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） 大変お疲れさまです。委員会審査をお願いする前に、一言ご挨拶を申し上げます。

先日の所管事務調査では、お忙しいところ、大曲一般廃棄物最終処分場の現場までご足労いただきまして、調査いただき大変ありがとうございました。

また、委員の皆さまには、日頃より市民部所管の事務事業につきまして、貴重なご指導やご助言をいただいております。改めて御礼申し上げます。

さて、本日の委員会においてご審議をお願いいたします市民部関連の案件は、議案第６８号、一般会計補正予算でありまして、市民課及び生活環境課が所管する予算につきまして、それぞれ１件ずつ追加補正をお願いするものであります。

案件の詳細につきましては、この後、所管課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございました。

○委員長（後藤健） それでは、議案第６８号、大仙市一般会計補正予算（第２号）を再び議題といたします。当局の説明を求めます。初めに、高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 市民課の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席しております市民課職員をご紹介します。市民班の佐藤主幹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第68号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民課所管分につきましてご説明いたします。

資料ナンバー2-1、事業説明書の6ページをお開き願います。

歳出、2款3項1目51事業、マイナンバーカード交付事業費負担金につきまして、919万7千円を補正し、補正後の額を2,908万円とするものでございます。

本事業は、マイナンバーカードの発行等に関わる事務を地方公共団体情報システム機構に委任するための負担金であり、全国の地方自治体が人口割等で負担しているものです。

予算の計上に当たっては、地方公共団体情報システム機構からの負担金見込額に応じて行っておりますが、財源となる、国のマイナンバーカード交付事業費補助金が、令和2年度第3次補正予算で増額となり、未執行額として令和3年度に繰り越されたことから、当該金額を加味した負担金予定額が改めて示されたところであり、当初予算額との差額となります919万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

また、財源につきましては、16款2項1目2節2細節、マイナンバーカード交付事業費補助金に同額を補正し、充当するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、次に稲田生活環境課長。

○生活環境課長（稲田智文） 生活環境課の稲田です。よろしくお願いいたします。

議案説明の前に、本日出席の職員をご紹介します。環境班班長、高橋主幹です。

それでは、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第2号）の生活環境課の所管事項に係る補正内容についてご説明申し上げます。

資料は、事業説明書、資料ナンバー2-1の7ページをお願いいたします。

4款3項1目20事業、共同飲用水道施設整備費補助金であります。公営水道が普及していない区域において、給水人口30人未満の2戸以上で構成される、共同で飲用する水道の取水・導水・浄水・送水及び排水施設の新設及び改良に係る工事費用を対象に交付金を交付するものです。

補正は、中仙地域の宅地開発などに伴い、共同飲用水道施設の新設等が当初予算で想定した以上に見込まれることから３００万円を増額補正し、補正後の額を４５０万円としたものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 共同飲用水道の整備費補助金のことですけれども、私これ、前に一般質問で、こういう制度作ってほしいということで、水道当局に要望したので、大変いい制度だと思っています。ただ、その事業をやるに当たって、やっぱり市の財政負担を伴うことなので、市の側にとっても財政負担を少なくするようなやり方っていうのは当然考えなければならないと思うので、審査するときに、それが一番そのエリアで効率的なやり方なのかってことも、適正な段取りであるのかってことについて、ぜひきっちり見ていただきたい。宅地開発で、同一の場所に１０戸なら１０戸で一緒にやればいいものを、１戸ずつの補助上限があるので、小さく組み上げをしてっていうような話になってくれば、果たしていいのかなっていう、そんなことも想定されるし、前にちょっと、もめたこともあったので、本当にその共同の部分の施工の事業なのか、もっと含まれているんでねがっていうことも、もっとこう設計の段階でも調査して、より適切に運用をされるようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（稲田智文） 補助金の交付額決定の際には、市の工事基準額等も参考にしながら、適正な工事価格につきまして審査を行いまして、額の方を決定してまいりたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） これよ、共同飲用水だでも、簡易水道・上水道は建設水道常任委員会の所管だべ。同じ水道だでも、何かあるんだが。へば、こっちは建設ど。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（稲田智文） 簡易水道、小規模水道につきましても、同様の補助金の制度がございます。生活環境課の所管になりまして、予算措置もしております。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 最初がら生活環境課なの。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（稲田智文） 平成３０年度に生活環境課の方に所管替えになりまして、それ以前は水道課の方で補助金を持っておりました。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

○委員（渡邊秀俊） 水ものは、みんなあっちだと思った。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、他に。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 共同飲用水道施設整備費補助金、３０人未満２戸以上っていうふうにいわれている補助対象なんですけど、実際の交付件数、何戸で、給水人口、何人になっているのか。これまでの件数から。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（稲田智文） 共同飲用水道の補助対象事業者ですけれども、補助対象者は共同で飲用される方の代表者の方へ交付することとなっております。ですので、構成戸数がですね、申請される共同水道によりまして、３０人未満の規模もありますし、それ以下の規模になる場合もありますが、給付対象は代表者の方に交付するという形になっております。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） 代表者に補助する、まず交付することは分かりましたけれども、実際に補助、交付した件数の、交付した中で何戸で、そして給水人口は何人になっているか、合計で。それは分かりますか、分からない。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○生活環境課長（稲田智文） 交付実績での総支給世帯数は、今ちょっと手元に資料がございませんけれども、過去数年間の交付実績によります給水世帯、こちらの方、後で調べましてご報告したいと思います。

○委員長（後藤健） はい、では後ほど報告をお願いします。他に、質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

討論、表決についてはこの後、総務部と一括して行うことといたします。

ここで、当局説明員交代のため、暫時休憩といたします。再開は、準備が整い次第と

いたします。

(休憩 午前 11 時 40 分)

(再開 午前 11 時 41 分)

○委員長（後藤健） それでは、準備が整いましたので審査を再開いたします。

議案第 68 号、令和 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）を再び議題といたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩いたします。準備整い次第、再開いたします。

(休憩 午前 11 時 42 分)

(再開 午前 11 時 43 分)

○委員長（後藤健） では、審査を再開します。

それでは、陳情第 48 号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。本陳情は、先の定例会において、調査・検討を要するものとして、閉会中の継続審査としておりました陳情でございます。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。

○委員（佐藤文子） 言えばいいの。

（雑談あり）

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私はこの陳情には賛成できません。反対です。

その理由は、まず、地方たばこ税を活用した分煙環境整備というふうなことが、

たばこ税は自主財源の市税であり、一般財源として様々な行政施策、サービスに活用される財源であります。たばこ対策に特化した目的税化というふうなことは、ちょっと認められないことですね。

二つ目には、地方たばこ税を使った分煙対策は妥当なのかというふうな問題ですけども、たばこ税の税収は国が約50パーセント、地方が約50パーセントなんですね。そういう意味では、受動喫煙防止法というふうなものに基づいて、たばこ対策っていうのは、国を挙げてやらなければやらない問題なんです。そういう意味で、分煙対策に地方たばこ税を使ってというふうな部分はちょっと問題があります。そういうことでも賛成できません。

それから三つ目には、陳情事項で、公共喫煙場所の増設と維持を積極的に進めるというふうなことを求めていますけれども、これについては、世界の流れにも逆行するため問題があります。喫煙による健康への影響は様々な観点から検証されており、禁煙を望む人への対策、受動喫煙対策などで、喫煙率を現在、2018年度、21.9パーセントから、22年度には15パーセントに下げようというふうな動きを強めているわけです。受動喫煙防止法によって敷地内禁煙がルール化された、役所だとか、病院、福祉施設などの第1種施設というところでは、屋外で必要な措置がされている場合であれば喫煙場所を設置できるということもあるわけでありまして、こういうことを使って、喫煙者への過度の規制だとか排除とならないような、場所などには慎重に吟味して対応する必要もあると思いますけれども、公共喫煙所の増設・維持の積極推進というのは誤解を招く恐れがありますことから、やっぱりこの陳情全体、以上から、賛成できないのです。

○委員長（後藤健） はい、他に委員の皆さまから。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 今、佐藤委員が言った内容もあれなんですけれども、生産者と、それから販売店、それで生活をしている方々を考えた場合にですね、分煙というのは国でもやっていることだし、分煙というところだけは、なんとか売り上げを伸ばす意味では、賛成してもいいかなと思うんですけれども。まず、さっき話したように、たばこ税を使って、どうのこうのというのは難しいかと思うんですけれども、生産者の気持ちも少し考えていただければなというふうに思います。

○委員長（後藤健） はい。それは、分煙対策をまずしっかり進めていかないといけないというふうなことでもいいすかな。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） はい、他に。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 前も委員会の中で、当局の方から分煙どが喫煙どが禁煙どがのごどについて説明がありましたけれども…。

（雑談あり）

○委員（小松栄治） そういうごどが、説明ありました。それは、前がらのごどだったすおな。やはり、市の方でもいろいろなごどを考えれば、例えばあの、学校どがその他の公共施設については、ほとんどが禁煙されておるということで、この2項目については、1、2の、2項目せ、ちょっとまだ難しいんじゃないかということで、私はまず、これについては反対ということであります。以上です。

○委員長（後藤健） はい、まず一回、ちょっと休憩しますか。暫時休憩して。

（休憩 午前11時48分）

（再開 午前11時49分）

○委員長（後藤健） そうすれば、審査を再開します。他に意見のある方。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 採択ってということにはならないと思いますけれども、喫煙する方もいることなので、受動喫煙にならないような環境を整備するってことは、行政にとっての一つの仕事なんじゃないかなと思いますので、喫煙する人もしない人も共生できるような対応も必要かなと思います。

○委員長（後藤健） はい。皆さんから意見出た中では、採択ではないだろうというような意見ですけれども、採決に移ってもいいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 採択を諮るみたいなので、お間違えのないように。

それでは、挙手により採決いたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手 0名）

○委員長（後藤健） 挙手なしであります。よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、閉会中の継続審査（調査）の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。所管事務に係る閉会中の継続審査、調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査（調査）の申し出をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前 11 時 52 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健